

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年11月30日

水 曜 日

第 4137 号

目 次

告 示

○道路の位置の指定	1
○都市計画の変更	2
○道路の供用開始	6

公 告

○特定非営利活動法人の設立認証の申請	7
○都市計画の図書の写しの縦覧	8
○県有財産の売却に係る一般競争入札の実施	
○公共測量の実施	11

告 示

富山県告示第518号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のように指定した。

平成28年11月30日

富山県知事 石 井 隆 一

道路番号	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	6.00	35.12	滑川市北野 670番	滑川市北野 440番 4	平成28年 8月19日
2	6.00	31.40	魚津市吉島 797番	魚津市吉島 785番	平成28年 8月31日
3	6.00	66.90	滑川市中川原 502 番9	滑川市中川原 508 番	平成28年 9月20日
4	6.00	47.18	砺波市苗加69番3	砺波市苗加70番	平成28年 9月27日

5	6.00	21.00	砺波市苗加70番	砺波市苗加3123番	平成28年 9月27日
6	6.00	66.20	魚津市本新字千歩 割 279番 1	魚津市本新字千歩 割 751番 1	平成28年 9月28日
7	4.00	43.93	射水市小島4073番	射水市小島 902番	平成28年 9月28日
8	5.32～ 5.75	35.00	魚津市吉島 924番	魚津市吉島 924番	平成28年 9月30日
9	6.01	52.91	黒部市岡 590番	黒部市岡 590番	平成28年 10月11日
10	6.00	90.95	滑川市坪川 227番	滑川市坪川 228番	平成28年 10月11日
11	7.55～ 7.83	41.73	中新川郡立山町草 野50番 1	中新川郡立山町草 野49番 2	平成28年 10月21日
12	6.00	16.96	滑川市上小泉字砂 田 233番 2	滑川市上小泉字砂 田 233番甲	平成28年 10月26日
13	6.00	31.56	滑川市上小泉字砂 田 233番 2	滑川市上小泉字砂 田 232番乙	平成28年 10月26日

富山県告示第519号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により大山都市計画及び八尾都市計画道路を次のとおり変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により告示し、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年11月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類及び名称

（種類）富山南都市計画道路

（名称）3・4・7号 上滝駅前線

3・4・8号 鏡町水谷線

3・5・5号 上滝駅公園下線

3・5・6号 上滝駅荒屋線

3・5・7号 荒屋合口用水線

3・6・4号 花崎上滝線

7・6・3号 花崎荒屋線

2 都市計画を変更した土地の区域

富山市花崎、花崎字山下割、花崎字大川寺割、三室荒屋、三室荒屋字出口割、三室荒屋字諏訪ノ木割、三室荒屋字清水田割、上滝字陳林割、上滝字南割、上滝字北割、大山北新町、中滝字一本松割、中滝字作鼻割、中滝字清水田割、八尾町字西下島、八尾町上高善寺字上野、八尾町新田字天ノ平、八尾町新田字縫殿割、八尾町水谷、八尾町水谷字小島田、八尾町水谷字縫殿、八尾町福島、八尾町福島字烏帽子形、八尾町福島字橋向、八尾町福島字四蔵見、八尾町福島字上野、八尾町福島字天ノ平、八尾町福島字牧野及び八尾町妙川寺の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

富山市都市整備部都市政策課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第520号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により大沢野都市計画及び八尾都市計画道路を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年11月30日

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 富山南都市計画道路

(名称) 3・3・1号 運動公園線

3・4・1号 北幹線

3・4・6号 富山南線

3・4・9号 福島石戸線

3・5・1号 上大久保上二杉線

3・5・2号 東幹線

3・5・3号 高内稲代幹線

3・5・4号 加納春日線

3・5・8号 八尾駅上井田新線

3・5・9号 高熊井田線

3・6・1号 中央幹線

3・6・2号 笹津駅前線

7・6・1号 笹津春日線

2 都市計画を変更した土地の区域

富山市稲代、稲代字高田割、稲代字用水割、塩、塩字下野割、塩字沼割、塩字内割、下夕林、下夕林字大風除割、下夕林字問屋割、下夕林字里山割、下大久保、下大久保字九番割、下大久保字五番割、下大久保字三番割、下大久保字四番割、下大久保字七番割、下大久保字十一番割、下大久保字十番割、下大久保字西六番割、下大久保字二番割、下大久保字八番割、加納、加納字中道割、加納字天神野割、割山字西ノ谷、割山字村牧、割山字土田、割山字又場、岩木新、栗山字野畑割、高内、高内字瀬先割、笹津、笹津字上平割、笹津字諏訪野開割、笹津字西平割、笹津字米留割、春日、春日字宮野割、上大久保、上大久保字下水花割、上大久保字牛ヶ花割、上大久保字古宮島割、上大久保字高安割、上大久保字重善坊割、上大久保字上水花割、上大久保字茶円割、上大久保字茶畑割、上大久保字中畑割、上大久保字辨山割、上二杉、上二杉字大銀納割、須原、須原字向山、須原字七人塚、須原字上井山、須原字西ノ奥、須原字八ヶ尻、須原字稗典、須原字木船島、西塩野、西笹津字大平、西笹津字土屋野平、西大沢、西大沢字水ノラズ割、西大

沢字東大割、中大久保字幅野割、長川原、長川原字河原田、長川原字表ノ平、長川原字表平、長川原字不動前、長走、長走字開割、長走字大林割、長走字基本割、長走字堀田割、長走字堀田大林割、長附、東大久保字亀の甲割、八尾町字下新町尻、八尾町字久婦須川辺、八尾町字源川原、八尾町字古宮、八尾町字寺山、八尾町字若宮、八尾町字十三石、八尾町字十三石尻、八尾町字西下島、八尾町字西土ヶ端、八尾町字大唐田、八尾町字土ヶ端、八尾町井田字車田、八尾町井田字石坂、八尾町井田字石坂高、八尾町井田字大町、八尾町井田字町頭、八尾町井田新、八尾町井田新字砂土居、八尾町井田新字大谷、八尾町小長谷、八尾町小長谷字水沢、八尾町小長谷字石坂、八尾町石戸、八尾町福島字小早稲田、八尾町福島字沼田割、八尾町福島字川原、八尾町福島字川口、八尾町福島 3 丁目、八木山、八木山字亀の子割、八木山字牛洗割、八木山字石名田割、八木山字大薙割、八木山字大門割、八木山字長表割、八木山字長表石名田割、八木山字稗田割、八木山字油子沢割、八木山字萬田割、福居、楡原、楡原字西下島及び楡原字中尾谷の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

富山市都市整備部都市政策課

(「別紙図面」は、省略し、3 に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第521号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により告示し、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年11月30日

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 富山高岡広域都市計画及び富山南都市計画下水道

(名称) 神通川左岸流域下水道

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 下水管渠

ア 変更した部分

富山市婦中町大字田島の一部

射水市大字海竜町（一部地先含む）、大字摺出寺、大字堀岡古明神字浜田、
大字戸破、大字海老江練合（一部地先含む）の各一部

(2) その他の施設

ア 変更した部分

富山市婦中町大字西本郷の一部

射水市大字海竜町の一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

富山市上下水道局下水道課

高岡市上下水道局下水道工務課

射水市上下水道部下水道工務課

（「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第522号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条
第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において11月30日から
1箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年11月30日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 魚津入善線	魚津市江口20番2から 下新川郡入善町上野 533番1まで	平成28年11月30日	新川土木 センター 新川土木 センター 入善土木 事務所

~~~~~  
公 告  
~~~~~**特定非営利活動法人の設立認証の申請**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年11月30日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成28年10月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ポエム
- 3 代表者の氏名
橋本 久詩
- 4 主たる事務所の所在地
富山県富山市月岡町四丁目 171番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域社会で暮らす高齢者・障害者等に対して、在宅支援サービスに関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。又、子供たちに対して、学童保育など放課後の安全な生活の場を提供する事業を行い、子供たちの健全育成を支援することを併せて目的とする。

都市計画の図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第 1 項の規定により射水市から次の都市計画の図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年11月30日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

(種類) 富山高岡広域都市計画地区計画

(名称) 小杉インターパーク第二地区 地区計画

県有財産の売却に係る一般競争入札の実施

県有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成28年11月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する物件

| 物件番号 | 所在地 | 数量 | 地目 | 予定価格 | 入札保証金 |
|------|--------------------------|---------------------------|-----|----------------|---------------|
| 1 | 射水市黒河 891番 1 外 1 筆 | 21, 260. 54平方メートル
(実測) | 雑種地 | 288, 000, 000円 | 28, 800, 000円 |
| 2 | 富山市水橋畠等字花井 295番 175外 1 筆 | 1, 196. 69平方メートル
(実測) | 宅地 | 16, 550, 000円 | 1, 655, 000円 |

備考 予定価格とは、あらかじめ県が定めた最低売払価格をいう。

2 入札に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する方は、この入札に参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令第 167条の 4 第 1 項に規定する者又は同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後 2 年を経過しないもの若しくはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 今回の入札において特別に定める制限に該当する者（詳細は、別に定める入札説明書及び入札心得書のとおり。）

3 入札説明書、入札心得書及び契約条項を示す日時及び場所

(1) 日時 平成28年11月30日（水）から平成29年1月5日（木）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成28年12月29日から平成29年1月3日までの日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県経営管理部管財課財産活用推進係
電話番号 076-444-3172（直通）

4 入札参加申込み

一般競争入札に参加しようとする方は、平成29年1月5日（木）までに、入札説明書に定める申込書及び添付書類を、富山県経営管理部管財課へ持参されるか、又は簡易書留でお申し込みください（簡易書留は、締切期限の消印有効です。）。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 物件番号1 平成29年1月12日（木）午前10時から
物件番号2 平成29年1月12日（木）午前10時30分から

(2) 場所 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県庁東別館1階入札室

(3) 受付時間

入札保証金の納付は、入札時間の開始30分前から10分前まで受け付けます。

6 入札保証金

入札に参加しようとする方は、原則として、銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手により前記1の表に掲げる入札保証金を入札執行日の受付時間内に納めなければなりません。

7 落札者の決定方法

有効札のうち、予定価格以上の最高価格で入札した方を落札者とします。

8 入札の無効

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第94条及び入札心得書第7条各

号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

9 契約の締結

物件番号 1 については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年富山県条例第11号）第 3 条の規定により、契約の締結にあたり、議会の議決に付すことになっています。落札者は、平成29年 1 月 23 日（月）までに仮契約を締結する必要があり、当該仮契約はその後、富山県議会の議決があったときをもって本契約となります。

物件番号 2 については、落札者は、平成29年 1 月 23 日（月）までに契約を締結する必要があります。

平成29年 1 月 23 日（月）までに仮契約又は契約を締結しない場合は、入札保証金は、県に帰属します。

10 売買代金の支払方法

落札者は、代金を知事の発行する納入通知書により指定する期限までに支払わなければなりません。

11 用途の制限

(1) 落札者は、県有財産売買契約締結の日から起算して 5 年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することができません。

(2) 落札者は、売買物件を暴力団施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供することができません。

12 現地説明の日時及び場所

(1) 日時 物件番号 1 平成28年12月 8 日（木）午後 1 時30分から

物件番号 2 平成28年12月 8 日（木）午後 3 時30分から

(2) 場所 売却物件の現地

13 その他

(1) 現地説明に不参加の方が入札に参加された場合でも、現地説明における説明事項等について、全て了知されているものとみなします。

(2) 今回の入札結果を含めた契約内容について、県は、落札者の同意を得たうえ

で公表できるものとします（ただし、個人に関する情報を除く。）。

(3) その他詳細は、入札説明書によります。

14 問い合わせ先

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県経営管理部管財課財産活用推進係

電話番号 076-444-3172（直通）

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、富山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年11月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（街区多角点測量）

2 作業期間

平成28年11月21日から平成29年2月28日まで

3 作業地域

富山市本郷町地内

